論点・視点 ①

宗門における男女共同参画推進のために

名古屋工業大学助教授　川橋　範子

昨年の八月二十六日から四日間、百ケ国の八百人を超える宗教者が京都で開かれた第八回世界宗教者平和会議（WCRP）に参集したことは記憶に新しい。この本会議前の女性会議に筆者も参加した。そこでは、「信仰に生きる女性：あらゆる暴力を乗り越え共にすべての命を守るために」のテーマの下に、各国の女性代表たちによって、女性が教育を受け政策決定の場に参入する必要性や女性間のネットワーク構築の意義が討議されていた。本会議で採択された京都宣言においても、女性宗教者の役割の重要性および女性たちの人権の保障と自己決定力の強化が、最も優先される項目の一つに掲げられたのである。貧困や紛争や暴力のさなかにある地域からの女性宗教者のパワーに圧倒的な感銘を覚える一方、会場に伝統仏教界の女性宗教者の姿がほとんど見られなかったことは心残りであった。それでも、女性宗教者が意志決定の場に参画できるように宗教界が変革されるべきであることと、女性宗教者による社会貢献が不可欠であることの両方が確認されたのは収穫であった。

周知のようにわが国で男女共同参画社会基本法が施行されたのは一九九九年の六月である。この基本法の理念は、男女が社会の対等なメンバーとして「自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される」ことである。伝統仏教界もこの社会の大きな流れと無縁であってよいはずがない。事実、ここ数年来の伝統仏教界における男女共同参画に関連した取り組みの増加には、目を見張るものがある。その代表的なものとして、例えば浄土真宗本願寺派では基幹運動の基本方針のなかで男女共同参画の推進を謳い、本山に男女共同参画推進委員会が設置されている。また真宗大谷派では、一九九六年に宗門機構のなかに「女性室」を開設し、「男女両性で形づくる教団」を目指すべき宗門像としている。さらに日蓮宗では、日蓮宗現代宗教研究所の女性教師プロジェクトチームの努力が実り、二〇〇五年に女性僧侶たちが「日蓮宗女性教師の会」を発足させた。また筆者が所属する曹洞宗でも、二〇〇四年に宗務庁内に「寺族の相談窓口」を設け、この十二月には相談窓口の充実と改善のために寺族と宗務庁関係者とによる公聴会を開いたばかりである。もちろん、女性たちのなかには、男女共同参画に無関心で現状維持を望む層も見受けられる。曹洞宗の寺族の相談窓口開設にあたっても、当初は裕福な寺の寺族が、自分は恵まれているからそんなものは必要ない、と述べ立てていたのを記憶している。しかし今回の公聴会に参加した寺族たちからは、宗門に対して現状改善をのぞむ熱い期待が感じられていた。とりわけ寺族たち自身から、現在の宗門が直面する倫理的な危機状況に関する率直な批判が表明されたことは興味深かった。それに対する執行部の応答は誠実なものであったが、今後は宗門が実行力を伴って女性たちの声に対応することが望まれる。

しかし、仏教界全般に目を投じてみた時、女性と男性とが共に責任と意志決定権をもった構成員として教団の活動に参画しているとは言い難い現実がある。宗教界は一般の社会よりもさらに保守的で閉鎖的と見られがちである。例えば、宗門系大学の仏教・宗教学科や研究所における女性教員・研究員の少なさは、かねてより批判に晒されている。最高議決機関である宗議会に現在女性議員が存在するのは、伝統仏教界では前述の真宗二派だけではないのか。さらに宗務所長や教化センター長レベルの役職経験者の女性も、曹洞宗や日蓮宗や真言宗などにごく少数が見られるだけである。このように指摘すると、女性で能力のある人が少ないのが女性の登用が進まない原因であるという声を聴くことがあるが、その理由付けは根拠を欠いている。社会一般でも同様であるが、女性は能力が無いのではなく、参画の機会を与えられる場が無いのである。もし正しく能力を発揮できる場所で起用されれば、他の女性たちにも女性が活躍する姿を示すことができ、それが女性たちの力の底上げにつながっていくのである。

さて、近年、仏教教団の男性中心主義的なありかたに対して女性たち自身からの批判の声が頻繁に聴かれるようになってきている。複数の教団で起こった男性僧侶による性暴力や「セクハラ」事件を取り上げるまでもなく、男性支配型のゆがんだ教団運営が機能不全を起こしていると言えよう。つまり、男性たちが作り上げた教団を女性たちが批判的な眼差しで見直し異議申し立てを始めているのである。

とりわけ、女性の参画を阻み、教団内の男女の不均衡な力関係をつくりあげてきた要因の一つにいわゆる「虚偽の出家主義」の問題があげられる。本来「出家」の僧侶が性交渉を含む結婚生活を営むことは戒律によって禁じられているにもかかわらず、現代日本の男性僧侶は妻子を持つものが圧倒的多数、という現実のことである。伝統仏教教団は（在家仏教である浄土真宗を例外として）現在でも「出家主義」を理念とする出家教団を名乗っているが、言ってみればこれは、私的な結婚生活の現実を教義上の戒律遵守で覆い隠した「虚偽の出家主義」なのである。この一例として、曹洞宗の宗憲では、「寺族」について「本宗の宗旨を信奉し寺院に在住する僧侶以外の者を寺族という」と定義している。すでに様々な場所で指摘、批判されているように、この婚姻関係への言及を避けた曖昧な定義は、男性僧侶が妻を持たない出家者として戒律を遵守していることを理念上標榜するための苦肉の策といえよう。

寺院に住む僧侶の妻（そしてこどもたち）は、教義的には存在するはずのない人々なのであるが、寺院運営上のさまざまな役割分担を負っている。曹洞宗が寺族の任務を「寺族は住職を補佐し寺門の興隆、住職の後継者の育成および檀信徒の教化に努めなければならない」と規程しているように、他のほぼすべての教団も僧侶の妻の務めを住職の補佐役と定めている。このことが前述の妻を持たない出家僧としての建前の保持と論理的整合性を欠くのは明らかである。前述の曹洞宗における公聴会でも、寺族の側から、このような虚偽の出家主義への鋭い批判が投げかけられていた。

一方で、在家教団である真宗は僧侶の「妻帯」と肉系相続を教団の基盤としてきている。それが、出家教団に比べて相対的に男女共同参画を容易にしてきたことは事実であろう。しかしこのことが、真宗教団においては、寺院内の固定化された性別分業に女性たちを取り込み、補佐的な性役割を強固にする結果をもたらしてしまったのではないか。女性宗教者としての「坊守」の存在意義が夫である住職の地位に付随、依存しているのであれば、教団が目指す、性別による固定化された役割分担を超えた「対等な立場」からの宗門への参画は実現していないことになる。

さらに、教化する主体はあくまでも男性僧侶であり、妻によって代表される女性一般は教化される対象とみなされている点も、現代仏教界全体に共通する特徴である。この「教えを説く者」と「説かれる者」という二分法に基づいた性役割はほぼ徹底されている。このような状況の中で、男性僧侶に関してはことさら強調されることの無い「信心」が、女性に対しては厳しく求められているのもまた理不尽なことといえよう。

現在、仏教教団内での女性の参画と存在意義の明確化を求めて共に発言し行動する寺院の女性たちの運動が様々な場所で生まれつつある。一九八六年に組織された「真宗大谷派における女性差別を考えるおんなたちの会」はよく知られているが、このほかにも一九九六年から九十七年にかけて宗派を超えた女性たちによって結成された「女性と仏教　東海・関東ネットワーク」は、超宗派のネットワーキングを活用し、女性の発言権や資格取得など様々な場面で参画の機会を増やすことを目指し、活動している。（女性と仏教東海・関東ネットワーク編『ジェンダーイコールな仏教をめざして』　朱鷺書房　二〇〇四年参照）。

しかし宗門における女性の参画が、単なる労働力の穴埋めとして求められているのであれば、それは筋違いである。重要なのは、女性たちを一方的に男性たちの劣位に置く現在の教団組織の構造や男性僧侶たちの女性観を変革することである。つまり、従来の教団内の男性と女性の不均衡な関係を温存したまま、女性を労働力の活用のために教化活動に参画させるのでは意味がない。女性たちが参入することによって、これからの宗門がどのように変容できるのかが問われているのである。現在の宗門で閉塞感や無力感を感じている女性たちも、将来的に宗門が自らを変革する意思を有し、彼女たちに明るい展望が開かれていると知れば、寺院内での生活にも新たな可能性がでてくるはずである。

残念なことに、昨今男女共同参画を否定し、従来の固定化された性役割を存続させようとする人々によるバックラッシュ（反発）が一部の社会で顕著になりつつある。しかし、もともと仏教の教えは全ての人間の平等のために開かれたものである。人間は生まれによって差別されないという釈尊の教えは、一部の宗教団体で顕著になりつつあるバックラッシュの動きに影響されてはならないという戒めを与えているのではないだろうか。現在求められているのは、男女共同参画の視点から再建された仏教のメッセージを、われわれ自身の手で広く社会に向けて発信していくことである。そのときこそ、日本仏教のなかの解放と平等の思想を、グローバルな規模で伝道することができるはずである。

川橋範子氏
名古屋工業大学大学院助教授。国際宗教研究所議員。プリンストン大学大学院宗教学部卒。おもな業績としては『混在するめぐみ――ポストコロニアル時代の宗教とフェミニズム』（黒木雅子との共著、人文書院2004年）

＊次回の「論点・視点」（三月号）は、真宗大谷派宗議会議員望月慶子氏にご寄稿いただきます。